

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年2月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第62号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号1（第1面）中

「

年 税 額	うち給与からの特別徴収税額	うち公的年金からの特別徴収税額	差引普通徴収税額
-------	---------------	-----------------	----------

」

を

「

年 税 額	うち給与からの特別徴収税額	うち公的年金からの特別徴収税額	差引普通徴収税額
-------	---------------	-----------------	----------

」

に改め、同様式1（第2面）中

「

先物取引	円
------	---

」を

「

上場株式等の配当	円
先物取引	円

」に、「社会保険料控除」を「社

会保険料控除等」に、

--

を

一般

 に改め、同様式1（第3面）中「課税所得金

額」を「課税標準額」に、

「

カ 先物取引所得	円	円	円
----------	---	---	---

」を

「

カ 上場株式等の配当	円	円	円
キ 先物取引所得	円	円	円

」に、

「カまで」を「キまで」に改め、同様式2中

「

株式等に係る課税譲渡所得等の金額
千円

を

「

株式等に係る課税譲渡所得等の金額	上場株式等に係る課税配当所得等の金額
千円	千円

」

に、「

控対配
老人

を

控対配
一般
老人

に改める。」

様式第4号の2 1中

「

株式等に係る課税譲渡所得等の金額
千円
千円

を

「

株式等に係る課税譲渡所得等の金額	上場株式等に係る課税配当所得等の金額
千円	千円
千円	千円

」

に、「

控対配
老人

を

控対配
一般
老人

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則の規定は、平成22年度分の個人の市民税から適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)